歴費形他費ノ如キ金額交付ハ悉皆当省ヨリ取扱ヒ
官事務ハ他省ノ管理ニ属スルモノ多ク故ニ猶徴兵費
ノ如キ当時ヨリ兵隊ニ属シ官務ハ陸軍省ヨリ
相当事務方ヲ命ト被存候尤徴兵費ハ明治十三年度以
降府県費ハ編入ス隠匿額ヨリ移送ヲ受ケ別
中費用ノ廉ハ兵費ニ自然増減ニ変動スル事項ハ必該省
ヨリ伺出ル筈ニ付其筋ハ下意当省ヘ出下向ヲ経テ
変更ヲ生ス可キ事ヲ他ニ於テ
明治十四年八月廿四日

大蔵卿伯爵松方正義

会計部
参議伊藤博文殿

陸軍省伺書ハ直ニ差戻シ

明治十四年十二月一日

第一局

起案 (朱) 合 (朱)

抛棄紙

書記官 (印)

第二局

書記官

別紙陸軍郡民局ノ願書一通
外一名(青木)ノ願書ニ付十二月廿日庶務ヲ以テ
御達ノ旨陸軍ノ稟ノ方ニ付ス

[illegible]

[illegible]

[illegible]